



# 島根県報

令和3年3月30日（火）

第 195 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

県営土地改良事業計画の決定（3件）	（農 村 整 備 課）	2
地籍調査の成果の認証	（用 地 対 策 課）	2
車両制限令の規定による道路の指定	（道 路 維 持 課）	3

### 【公 告】

島根県県民栄誉賞の表彰	（秘 書 課）	3
公共測量の終了（3件）	（技 術 管 理 課）	4

### 【特定調達公告】

宍道湖流域下水道終末処理場等維持管理業務委託に係る一般競争入札の落札者等	（下 水 道 推 進 課）	4
--------------------------------------	---------------	---

### 【教委規則】

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	（教 育 庁 総 務 課）	5
-------------------------------	---------------	---

### 【教委告示】

島根県指定無形文化財の指定の解除	（文 化 財 課）	6
------------------	-----------	---

### 【公安規則】

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則	（警 察 本 部）	6
交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則	（       "       ）	6

### 【公安告示】

島根県警備業法施行細則の規定による医師の指定	（警 察 本 部）	7
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定に関する規則の規定による医師の指定	（       "       ）	7
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条の2に規定する医師の指定に関する規則の規定による医師の指定	（       "       ）	8

### 【雑 報】

公営住宅法の規定による安来市営住宅及び共同施設の管理の実施	（建 築 住 宅 課）	8
公営住宅法の規定による江津市営住宅及び共同施設の管理の実施	（       "       ）	9
公営住宅法の規定による雲南市営住宅及び共同施設の管理の実施	（       "       ）	10
公営住宅法の規定による隠岐の島町公営住宅及び共同施設の管理の実施	（       "       ）	11

**告 示****島根県告示第219号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和3年3月30日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
中南地区用排水施設事業（県営農村地域防災減災事業（ため池整備事業））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	邑南町役場

**島根県告示第220号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和3年3月30日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
長浜園地区区画整理事業（県営農地中間管理機構関連農地整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	出雲市役所

**島根県告示第221号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和3年3月30日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
川合中央地区区画整理事業（県営農地中間管理機構関連農地整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	大田市役所

**島根県告示第222号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年3月30日

島根県知事 丸 山 達 也

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
浜田市	平成30年度～令和2年度	21枚	1冊	入野5-2	令和3年3月15日
浜田市	平成30年度～令和2年度	15枚	1冊	長浜町6	令和3年3月15日
松江市	平成30年度～令和2年度	5枚	1冊	大井⑤	令和3年3月15日
邑南町	平成30年度～令和2年度	34枚	1冊	和田1-2	令和3年3月15日
邑南町	平成29年度～令和2年度	33枚	1冊	井原5	令和3年3月15日
邑南町	平成30年度～令和2年度	27枚	1冊	井原6	令和3年3月15日

## 島根県告示第223号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条第1項の規定により告示する。

令和3年3月30日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 路線名及び区間

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	432号	仁多郡奥出雲町三成1372番地先から同町亀嵩3473番地先まで
県道	松江鹿島美保関線	松江市黒田町497番1地先から同市鹿島町佐陀本郷238番4地先まで
県道	美保関八束松江線	松江市大海崎町501番1地先から同市美保関町下宇部尾568番2地先まで
県道	東出雲馬潟港線	松江市富士見町2番地先から同町796番15地先まで

## 2 指定期日

令和3年4月1日

**公 告**

島根県県民栄誉賞表彰を行ったので、島根県県民栄誉賞表彰規程（平成16年島根県告示第142号）第5条の規定により公表する。

令和3年3月30日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 氏名

澄川 喜一

## 2 功績の要旨

「抽象彫刻のパイオニア」として長年にわたり日本の芸術文化の発展に尽力し、令和2年度の文化勲章を受章するとともに、島根県芸術文化センター長として島根県の芸術文化の発展にも尽力した。その活躍は、県民にとっての誇りであり、県民に大きな喜びと深い感動を与えた。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和3年2月20日に終了した旨松江県土整備事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年3月30日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
令和3年1月25日から同年2月20日まで
- 3 作業地域  
松江市野原町及び邑生町

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和3年3月19日に終了した旨浜田市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年3月30日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（数値撮影（デジタル）、数値地形図データ修正、数値地形図データ作成、写真地図画像作成）
- 2 作業期間  
令和元年8月5日から令和3年3月19日まで
- 3 作業地域  
浜田市全域

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和3年3月8日に終了した旨奥出雲町長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年3月30日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
令和2年3月2日から令和3年3月8日まで
- 3 作業地域  
仁多郡奥出雲町小馬木地内

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令

第372号) 第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号) 第9条の規定により公告する。

令和3年3月30日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 落札に係る役務の名称及び数量  
宍道湖流域下水道終末処理場等維持管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県土木部下水道推進課 島根県松江市殿町8番地(島根県庁南庁舎6階)
- 3 落札者を決定した日  
令和3年2月19日
- 4 落札者の氏名及び住所  
カナツ技建工業株式会社 代表取締役 金津 任紀 島根県松江市春日町636番地
- 5 落札金額  
3,170,000,000円(消費税及び地方消費税の額を除く。)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日  
令和2年11月27日

## 教 育 委 員 会 規 則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

### 島根県教育委員会規則第3号

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則(昭和32年島根県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表第9の4中「隠岐の島町立西郷中学校」を「隠岐の島町立西郷中学校  
松江市立義務教育学校玉湯学園」に改める。

別表第9の5中「同 玉湯小学校」、「同 美保関小学校」、「同 荒島小学校」、「同 神西小学校」及び「同 遙堪小学校」を削り、「同 出東小学校」を「同 朝陽小学校」に改め、「同 玉湯中学校」を削り、「同 横田中学校」を「同 横田中学校」に改め、「同 三隅中学校」を「同 浜田東雲南市立大東中学校」に改め、「同 加茂中学校」を削る。

「同 東陽中学校」を削り、「同 横田中学校」を「同 横田中学校」に改める。  
「同 東陽中学校」を「同 横田中学校」に改める。  
「同 西ノ島町立西ノ島中学校」を削り、「同 知夫村立知夫中学校」を削る。

別表第10中「同 真砂中学校」を削る。

別表第10の2中「同 掛合学校給食センター」を削る。

別表第10の3中「同 佐田学校給食センター」を削る。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(管理職手当に関する経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、この規則による改正前の市町村立学校の教職員の給与に関する規則別表第9の5に掲げられている学校に在職し管理職手当の支給を受けていた教育職員で施行日以降この規則による改正後の市町村立学校の教職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第9の5に掲げられなくなる学校に引き続き在職するものの管理職手当の支給割合については、当該教育職員が当該学校に在職する間、改正後の規則別表第9の5にかかわらず、なお従前の例による。

**教 育 委 員 会 告 示****島根県教育委員会告示第1号**

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第21条第7項の規定により、次の島根県指定無形文化財の指定は解除されたので、同項の規定により告示する。

令和3年3月30日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

指定告示	種 別	名 称	所 在 地	保 持 者	指定解除年月日
平成12年島根県教育委員会告示第8号	工芸技術	楽山焼	松江市西川津町	長岡権三	令和3年2月13日

**公 安 委 員 会 規 則**

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

島根県公安委員会委員長 上 代 裕 一

**島根県公安委員会規則第3号**

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則（昭和36年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

本則第2項の表を次のように改める。

本部署別	警 察 官						警察官 以外の 職 員	合 計
	警 視	警 部	警部補	巡 査 部 長	巡 査	計		
警察本部	49	83	148	99	166	545	248	793
警 察 署	22	68	227	310	340	967	75	1,042
計	71	151	375	409	506	1,512	323	1,835

**附 則**

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

島根県公安委員会委員長 上代 裕一

## 島根県公安委員会規則第4号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則（平成17年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

本則の表津和野警察署柿木駐在所の項位置の欄中「柿木村」を削り、同項所管区の区域の欄中「柿木村」を「のうち柿木、福川、椈谷、白谷、下須、大野原、木部谷」に改める。

## 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

## 公 安 委 員 会 告 示

## 島根県公安委員会告示第32号

島根県警備業法施行細則（昭和58年島根県公安委員会規則第1号）第6条第1項の規定により、次のとおり医師を指定したので、同規則第7条の規定により告示する。

令和3年3月30日

島根県公安委員会委員長 上代 裕一

医師の氏名	勤務する病院の名称	病院の所在地	指定期間
竹下 久由	社会医療法人昌林会 安来第一病院	島根県安来市安来町899番地1	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで
佐藤 正保	さとうクリニック	島根県出雲市平田町989番地1	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

## 島根県公安委員会告示第33号

銃砲刀剣類所持等取締法の規定に基づく医師の指定に関する規則（平成21年島根県公安委員会規則第7号。以下「規則」という。）第2条第1項及び第2項の規定により、次のとおり医師の指定をしたので、規則第4条の規定により告示する。

令和3年3月30日

島根県公安委員会委員長 上代 裕一

## 1 規則第2条第1項の規定による医師の指定

医師の氏名	勤務する病院の名称	病院の所在地	指定期間
長濱 道治	島根大学医学部附属病院	島根県出雲市塩冶町89番地1	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

## 2 規則第2条第2項の規定による医師の指定

医師の氏名	勤務する病院の名称	病院の所在地	診断の対象者	指定期間
竹下 久由	社会医療法人昌林会 安来第一病院	島根県安来市安来町899番地1	次のいずれかに該当する者 (1) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条第1項第3号に規定する政令で定める病	令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで
長濱 道治	島根大学医学部附属病院	島根県出雲市塩冶町89番地1		

佐藤 正保	さとうクリニック	島根県出雲市平田町989番地1	気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第8条第3号に定める病気を除く。）にかかっている者 (2) 法第5条第1項第4号に掲げる者に該当しているかどうかを調査する必要がある者 (3) 法第5条第1項第5号に掲げる者に該当しているかどうかを調査する必要がある者
田中 新一	心療内科田中クリニック	島根県浜田市長沢町3156番地	
有田 茂夫	隠岐広域連合立隠岐病院	島根県隠岐郡隠岐の島町城北町355番地	
竹下 久由	社会医療法人昌林会安来第一病院	島根県安来市安来町899番地1	
長濱 道治	島根大学医学部附属病院	島根県出雲市塩冶町89番地1	

### 島根県公安委員会告示第34号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条の2に規定する医師の指定に関する規則（平成21年島根県公安委員会規則第11号）第2条第1項の規定により、次のとおり医師を指定したので、同規則第4条の規定により告示する。

令和3年3月30日

島根県公安委員会委員長 上代 裕一

医師の氏名	勤務する病院の名称	病院の所在地	指定期間
竹下 久由	社会医療法人昌林会安来第一病院	島根県安来市安来町899番地1	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで
佐藤 正保	さとうクリニック	島根県出雲市平田町989番地1	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

## 雑

## 報

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定により、安来市に代わって市営住宅及び共同施設を次のとおり管理することとしたので、同条第2項の規定により公告する。

令和3年3月30日

島根県住宅供給公社理事長 松本 功

- 安来市に代わって市営住宅及び共同施設の管理を行う地方住宅供給公社の名称  
島根県住宅供給公社
- 安来市に代わって管理を行う市営住宅及び共同施設の名称  
公営住宅臼井団地外15団地及び共同施設
- 安来市に代わって行う市営住宅及び共同施設の管理の内容  
(1) 安来市営住宅条例（平成16年安来市条例第201号）に規定する事務のうち次に掲げるもの



条 項	事 務 の 内 容
第4条	入居者の公募の方法に関する事務
第5条	公募の例外に関する事務
第8条	入居の申込み及び決定に関する事務
第9条	入居者の選考に関する事務
第10条	入居補欠者決定に関する事務
第11条	住宅入居の手続に関する事務
第12条	同居の承認に関する事務
第13条	入居の承継に関する事務
第21条	市営住宅等の修繕費用の負担に関する事務
第25条	市営住宅使用禁止に関する事務
第27条	市営住宅の他用途併用承認に関する事務
第28条	市営住宅の模様替（増築）承認に関する事務
第32条第1項、第2項及び第4項	高額所得者に対する明渡請求に関する事務
第34条	収入超過者に対する他の住宅のあっせんに関する事務
第35条第1項	入居期間の通算に関する事務
第36条	収入状況の報告の請求等に関する事務
第41条	市営住宅の退去手続きに関する事務
第42条	市営住宅の明渡請求に関する事務
第55条	市営住宅監理員及び市営住宅管理人に関する事務
第56条	立入検査に関する事務

(2) 安来市営住宅の家賃の収納に関する事務

(3) 安来市営住宅の家賃の納付指導に関する事務

(4) 安来市営公営住宅駐車場の管理に関する事務

4 安来市に代わって市営住宅及び共同施設の管理を行う期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日までの期間

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定により、江津市に代わって市営住宅及び共同施設を次のとおり管理することとしたので、同条第2項の規定により公告する。

令和3年3月30日

島根県住宅供給公社理事長 松 本 功

1 江津市に代わって市営住宅及び共同施設の管理を行う地方住宅供給公社の名称

島根県住宅供給公社

2 江津市に代わって管理を行う市営住宅及び共同施設の名称

市営黒松団地外20団地及び共同施設

## 3 江津市に代わって行う市営住宅及び共同施設の管理の内容

## (1) 江津市営住宅条例（平成9年江津市条例第31号）に規定する事務のうち次に掲げるもの

条 項	事 務 の 内 容
第4条	入居者の公募の方法に関する事務
第5条	公募の例外に関する事務
第8条	入居の申込み及び決定に関する事務
第9条	入居者の選考に関する事務
第10条	入居補欠者に関する事務
第11条	市営住宅入居の手続に関する事務
第12条	同居の承認に関する事務
第13条	入居の承継に関する事務
第21条第2項及び第3項	修繕費用の負担に関する事務
第25条	市営住宅使用休止届に関する事務
第27条	市営住宅模様替・増築等承認に関する事務
第32条第1項、第4項	高額所得者に対する明渡請求に関する事務
第34条	住宅のあっせん等に関する事務
第35条	期間通算に関する事務
第36条第1項、第2項、第3項	収入状況の報告の請求等に関する事務
第41条第1項	住宅の検査に関する事務
第42条第1項、第3項、第4項、第5項 及び第6項	住宅の明渡請求に関する事務
第56条第2項	市営住宅管理人に関する事務
第57条第1項	立入検査に関する事務

(2) 江津市営住宅の駐車場の管理に関する事務

(3) 江津市営住宅の家賃の納付指導に関する事務

(4) 江津市営住宅の駐車場の管理に関する事務

## 4 江津市に代わって市営住宅及び共同施設の管理を行う期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日までの期間

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定により、雲南市に代わって市営住宅及び共同施設を次のとおり管理することとしたので、同条第2項の規定により公告する。

令和3年3月30日

島根県住宅供給公社理事長 松 本 功

1 雲南市に代わって市営住宅及び共同施設の管理を行う地方住宅供給公社の名称

島根県住宅供給公社

2 雲南市に代わって管理を行う市営住宅及び共同施設の名称

市営西の宮団地外25住宅及び共同施設

3 雲南市に代わって行う市営住宅及び共同施設の管理の内容

(1) 雲南市営住宅条例（平成16年雲南市条例第283号）に規定する事務のうち次に掲げるもの

条 項	事 務 の 内 容
第4条	入居者の公募の方法に関する事務
第5条	公募の例外に関する事務
第8条	入居の申込み及び決定に関する事務
第9条	入居者の選考に関する事務
第10条	入居補欠者決定に関する事務
第11条	入居の手続に関する事務
第12条	市営住宅の同居承認に関する事務
第13条	入居の承継に関する事務
第21条	市営住宅等の修繕費用の負担に関する事務
第25条	市営住宅不在届に関する事務
第27条	市営住宅の他用途併用承認に関する事務
第28条	市営住宅の模様替（増築）承認に関する事務
第32条第1項、第2項及び第4項	高額所得者に対する明渡請求に関する事務
第34条	収入超過者に対する他の住宅のあっせんに関する事務
第35条第1項	入居期間の通算に関する事務
第41条第1項	市営住宅の退去手続きに関する事務
第42条第1項、第5項及び第6項	市営住宅の明渡請求に関する事務
第43条第1項及び第3項	市営住宅監理員及び市営住宅管理人に関する事務
第44条	立入検査に関する事務

(2) 雲南市営住宅駐車場の管理に関する事務

(3) 雲南市営住宅の家賃の収納に関する事務

(4) 雲南市営住宅家賃の納付指導に関する事務

4 雲南市に代わって市営住宅及び共同施設の管理を行う期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日までの期間

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定により、隠岐の島町に代わって市営住宅及び共同施設を次のとおり管理することとしたので、同条第2項の規定により公告する。

令和3年3月30日

島根県住宅供給公社理事長 松 本 功

1 隠岐の島町に代わって公営住宅及び共同施設の管理を行う地方住宅供給公社の名称

島根県住宅供給公社

2 隠岐の島町に代わって管理を行う公営住宅及び共同施設の名称

隠岐の島町公営要木団地外22団地及び共同施設

3 隠岐の島町に代わって行う公営住宅及び共同施設の管理の内容

(1) 隠岐の島町公営住宅条例（平成16年隠岐の島町条例第193号）に規定する事務のうち次に掲げるもの

条 項	事 務 の 内 容
第4条	入居者の公募の方法に関する事務
第5条	公募の例外に関する事務
第8条	入居の申込み及び決定に関する事務
第9条	入居者の選考に関する事務
第10条	入居補欠者決定に関する事務
第11条	入居の手続に関する事務
第12条	同居承認に関する事務
第13条	入居の承継に関する事務
第21条	修繕費用の負担に関する事務
第25条	公営住宅休止届に関する事務
第27条	公営住宅の他用途併用承認に関する事務
第28条	公営住宅の模様替（増築・修繕）承認に関する事務
第32条第1項及び第4項	高額所得者に対する明渡し請求に関する事務
第34条	収入超過者に対する他の住宅のあっせんに関する事務
第35条第1項	入居期間の通算に関する事務
第36条第2項及び第3項	収入状況の報告の請求に関する事務
第41条第1項	公営住宅の退去手続に関する事務
第42条第1項、第3項、第4項及び第5項	公営住宅の明渡し請求に関する事務
第55条第2項及び第3項	公営住宅監理員及び公営住宅管理人に関する事務
第56条	公営住宅立入検査に関する事務

(2) 隠岐の島町公営住宅の駐車場の管理に関する事務

(3) 隠岐の島町公営住宅の家賃の納付指導に関する事務

4 隠岐の島町に代わって公営住宅及び共同施設の管理を行う期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの期間